

J R 岩徳線利用促進委員会公式 SNS 運用方針

1. 目的

本方針は、J R 岩徳線利用促進委員会の公式 SNS の運用に関する事項について定める。

2. 基本方針

公式 SNS は、J R 岩徳線利用促進委員会の業務、取組み、行事の更新情報等を発信することを通じ、SNS ユーザー（以下「ユーザー」という。）に J R 岩徳線及び当委員会の活動への理解を深めていただくことを目的とする。

公式 SNS は、基本的に情報発信を行うものとし、ユーザーからのコメントに対する返信等は行わない。ただし、Instagram のコメントは返信等を行う。

3. 運用方法

公式 SNS は、J R 岩徳線利用促進委員会事務局（以下、「事務局」という。）が以下のとおり運用することとする。

(1) 発信する情報

公式 SNS では次の情報を発信することとする。

- ・ J R 岩徳線利用促進委員会が企画するイベントや利用促進のために実施する事業等の内容（報道資料等）
- ・ J R 岩徳線沿線で実施される企画・イベントの内容紹介、沿線情報
- ・ J R 岩徳線沿線の季節に因んだ情報
- ・ その他 J R 岩徳線に関する情報

(2) 緊急時等における対応

原則として、他ユーザーのアカウントのフォローや投稿へのリツイート、「いいね」等は行わないこととするが、必要とされる場合は、3 市関連機関、他線区協議会、その他公共交通機関のフォローおよび投稿のリツイートを行うことがある。

4. 免責事項

- ・ 公式 SNS の掲載情報の正確性については万全を期しているが、事務局はユーザーが公式 SNS の情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではない。
- ・ 事務局は、ユーザーにより投稿された公式 SNS に対する、「リプライ」、「リツイー

ト」、「コメント」等について、一切責任を負わない。

- ・事務局は、公式SNSに関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わない。
- ・コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属するが、投稿されたことをもって、ユーザーは事務局に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、事務局に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。

5. ユーザーによる書き込みの削除等

以下の各項に該当する場合、予告なく削除又はアカウントのブロック等を行う場合がある。

- ・法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- ・特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ・政治、宗教活動を目的とするもの
- ・著作権、商標権、肖像権など当事務局または第三者の知的所有権を侵害するもの
- ・広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ・人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- ・公の秩序または善良の風俗に反するもの
- ・虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ・本人の承諾なく個人情報进行特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- ・他のユーザー、第三者等になりすますもの
- ・有害なプログラム等
- ・わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ・事務局の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ・事務局の発信する内容に関係ないもの
- ・その他、事務局が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

6. 著作権について

公式SNSの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、JR岩徳線利用促進委員会に無断で転載等を行うことはできない。引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示すること。ただし、「無断転載を禁じます」等の注記がある場合には、この限りではない。

7. 運用方針の周知・変更等

本方針の内容はJR岩徳線利用促進委員会事務局HP（岩国市、下松市、周南市）に掲載する。また、本方針は必要に応じて事前に告知なく変更するものとする。